

## 高齢者虐待防止のための指針

### 第1条 介護事業所における高齢者虐待防止に関する基本的方針

介護事業所は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、事業所全体で人権擁護、虐待防止、虐待の早期発見に取り組むため、この指針（以下、「本指針」という。）を定める。

### 第2条 虐待の種類

本指針における虐待とは、下記のものをいう。

| 区 分     | 内 容                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------|
| ① 身体的虐待 | 暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与えるおそれのある行為を加えること。<br>また、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。 |
| ② 放棄・放任 | 利用者に行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。                  |
| ③ 心理的虐待 | 脅しや屈辱等の言葉の暴言、著しい拒絶的対応や無視、嫌がらせなど、利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。              |
| ④ 性的虐待  | 利用者にわいせつな行為をすること。<br>また、利用者にわいせつな行為をさせること。                         |
| ⑤ 経済的虐待 | 利用者の財産を不当に処分すること。<br>利用者から不当に財産上の利益を得ること。                          |

### 第3条 虐待防止の体制

#### 1. 責任者の配置

各々の事業所の管理者が高齢者虐待防止検討委員会の責任者となり、虐待防止の未然防止に率先して取り組む。また、その中より 1 名が介護事業全体の虐待防止取りまとめ役を担い、研修、情報交換など、風通しの良い開かれた介護事業の運営のために取り組む。

#### 2. 受付

各々の事業所の管理者は、虐待防止の受付を担当する。

#### 3. 虐待防止委員会の設置

利用者の安全と人権を擁護し、介護事業の虐待防止を図るため、高齢者虐待防止検討委員会を設置する。この委員会の構成員の人数・参加職種に決まりはないが、管理者は必ず参加する。

#### 4. 虐待防止検討委員会の役割

委員会は年 1 回以上開催し、以下の事項について必要に応じて協議する。また、虐待の発生又は発生が疑われる場合、必要に応じてその都度開催する。

- ① 虐待防止のための指針整備に関すること
  - ② 虐待防止のための職員研修内容に関すること
  - ③ 虐待等について、利用者や家族からの苦情相談に関すること
  - ④ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる防止策に関すること
  - ⑤ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- 委員会開催後は、これらの内容を事業所の従業員に周知する。

**第4条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針**

虐待防止を目的とした職員研修を原則年1回以上職員に実施し、介護職従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。また、研修内容は、記録し保管しておく。

**第5条 運営規程への明記**

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために講ずる必要措置を運営規程に明記する。

**第6条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針**

1. 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、管理者は、客観的な事実確認を行う。
2. 虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を最優先する。
3. 虐待者が職員であることが判明した場合、厳正に対処する。
4. 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において協議し、職員に周知する。

**第7条 虐待が発生した場合の相談報告体制**

利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合、本指針に従って対応する。また、高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、日ごろから虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会、職員一丸となって、早期発見に努める。

**第8条 虐待等に係る苦情解決方法**

虐待の苦情相談は、苦情を受けた職員が速やかに管理者（虐待防止責任者）に報告する。その際、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

**第9条 成年後見制度の利用支援**

利用者やその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関の窓口、身元引受人等との連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

**第10条 当指針の閲覧**

当指針は、利用者やその家族がいつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページ上で公表する。

附則

本指針は、令和 6 年 3 月 25 日より施行する。

改 定 令和 7 年 9 月 25 日